別紙３　サービスを一体的に実施する場合の基準

訪問型サービスＡを訪問介護相当サービスと一体的に実施する場合の基準

●人員及び設備基準は、訪問介護の指定基準を満たしていれば、訪問型サービスＡの基準を満たしているとみなします。

●ただし、訪問介護員等における国の基準の「常勤換算 2.5 人以上」の勤務時間に、訪問型サービスＡの勤務時間を算定することはできません。したがって、常勤換算で 2.5 人しかいない事業所は、訪問型サービスＡを実施するために必要な人員を配置する必要があります。）

●訪問介護（相当サービスを含む）のサービス提供責任者は、訪問介護の基準の範囲内であれば、訪問型サービスＡのサービス提供責任者を兼務することが可能です。

●サービス提供責任者の配置例

・それぞれの基準による場合

訪問介護（相当を含む）の 利用者：３０人 責任者：１人	訪問型サービスＡの 利用者：１０人 責任者：１人	この場合、事業所ごとにサービス提供責任者が１人ずつ必要

・一体的に実施する場合

訪問介護（相当を含む）と訪問型サービスＡの合計 利用者：４０人 責任者：１人	一体的に実施する場合、利用者が４０人以内であれば、サービス提供責任者の人数は訪問介護相当サービスの基準により１人で可

訪問型サービスＡの「ワンマンオペレーション」

●訪問型サービスＡは、基準上、従事者がサービス提供責任者となり、かつ、管理者を兼務することが可能です。（ワンマンオペレーション可）

通所型サービスＡを通所介護相当サービスと一体的に実施する場合の基準

●人員及び設備基準は、通所介護の指定基準を満たしていれば通所型サービスＡの基準を満たしているとみなします。

●ただし、利用定員は通所介護と通所型サービスＡで別に定める必要があることから、介護職員は、通所介護の定員で基準を満たし、さらに通所型サービスＡの定員に応じて必要な人員を配置する必要があります。

●実施場所は必ずしも分ける必要はありませんが、プログラムの内容を区別するなど、各サービスの利用者の処遇に影響がないよう、また、サービス内容の違いを利用者に十分説明し、利用者の誤解を招かないよう配慮してください。

●介護職員（通所型サービスＡにおける従事者）の配置例１

・それぞれの基準による場合と一体的に実施する場合の違い

通所介護（相当を含む）の 定員：１０人 介護職員：１人	通所型サービスＡの 定員：５人 従事者：１人	この場合、事業所ごとに介護職員（従事者）が１人ずつ必要

通所介護（相当を含む）と通所型サービスＡの合計 定員：１５人 介護職員：１人	一体的に実施する場合、利用定員が１５人以下であれば、介護職員の人数は通所介護相当サービスの基準により１人で可

●介護職員（通所型サービスＡにおける従事者）の配置例２

・利用定員の一部を通所型サービスＡに割り振った場合の違い

通所介護（相当を含む） 定員：３５人 介護職員：５人	定員３５人の全てが通所介護（相当を含む）の場合、介護職員は５人必要

通所介護（相当を含む）の 定員：２０人 介護職員：２人	通所型サービスＡの 定員：１５人 従事者：１人	定員３５人のうち１５人を通所型サービスＡに割り振ると、介護職員（従事者）は３人で可